

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月6日（令和6年（行情）諮問第650号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第647号）

事件名：特定の開示決定等で特定された特定文書の「別添別冊」に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月11日付け防官文第262号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）及び（3）（略）

（4）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和6年1月11日付け防官文第262号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のと

おりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 及び(3) (略)

(4) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 令和8年10月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書に係る開示請求書には、「防官文第22302号(2022.11.8一本本B1892)で特定された連番11文書の「別添別冊」に該当するもの全て。」と記載されていることから、別件開示請求(2022.11.8一本本B1892)で特定された文書のうち、防官文第22302号の連番11「装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果(最終)」について(報告)

（教訓研本研第 8 3 号。令和 2 年 1 2 月 2 1 日）」の別添及び別冊に
当たる文書を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記 (1) アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記 (1) イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

防官文第22302号（2022. 11. 8－本本B1892）で特定された連番11文書の「別添別冊」に該当するもの全て。

2 本件対象文書

文書1 運用要求案に関する研究「極超音速誘導弾」研究成果（終了）について（報告）（高学研第14号。令和2年12月15日）

文書2 空白対応表（高学研第14号（令和2年12月15日）別冊）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	3 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	2 枚目の一部	